

国家資格(文部科学大臣)「第3種放射線取扱主任者」免状取得のご案内

「第3種放射線取扱主任者」免状は、国家試験が不要で、文部科学大臣登録の「資格講習」を受講することによって、直接に国家資格を取得できる。この第3種放射線取扱主任者免状取得者は小規模な密封放射性同位元素届出事業所の放射線取扱主任者に選任でき、就職や昇進に有利となります。

詳細は下記のHPをご参照ください。

放射線取扱主任者制度の説明: 検索サイトに「Wikipedia 放射線取扱主任者」で検索されると概要がわかります。

第3種放射線取扱主任者「資格講習」の受講: 財団法人電子科学研究所

<http://www.esi.or.jp/workshop/workshop06.html>